

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始公告の訂正について

平成 22 年 4 月 26 日付けで公告を行った「平成 22 年度 諸経費動向調査」の簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、履行期間に誤りがあったため訂正すると共に、以後の手続きを変更します。

平成 22 年 5 月 18 日

東日本高速道路株式会社 代表取締役社長 井上 啓一
 中日本高速道路株式会社 代表取締役社長 高橋 文雄
 西日本高速道路株式会社 代表取締役社長 奥田 楯彦

1. 訂正

誤	正
1. 業務概要 (3) 履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成22年 10 月 31 日	1. 業務概要 (3) 履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成23年 10 月 31 日
別添 - 1(参加表明書様式) (様式 - 1) 参加表明書 履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成22年 10 月 31 日	別添 - 1(参加表明書様式) (様式 - 1) 参加表明書 履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成23年 10 月 31 日
別添 - 2(技術提案書様式) (様式 - 1) 技術提案書 履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成22年 10 月 31 日	別添 - 2(技術提案書様式) (様式 - 1) 技術提案書 履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成23年 10 月 31 日

2. 変更

変 更 前	変 更 後
4. 競争参加手続等 (2) 交付図書の交付期間及び方法 交付期間 平成 22 年 4 月 26 日(月)から平成 22 年5月31日(月)までとする。 (3) 参加表明に必要な書類及び提出方法等 2) 1)の提出方法等 受領期限 : 平成 22 年5月31日(月)16 時必着 4) 公告等に関する質問の受付及び回答 質問の受付期間:平成22年4月26日(月)から平成22年5月17日(月)まで	4. 競争参加手続等 (2) 交付図書の交付期間及び方法 交付期間 平成 22 年 4 月 26 日(月)から平成 22 年6月15日(火)までとする。 (3) 参加表明に必要な書類及び提出方法等 2) 1)の提出方法等 受領期限 : 平成 22 年6月15日(火)16 時必着 4) 公告等に関する質問の受付及び回答 質問の受付期間:平成22年 4 月 26 日(月)から平成22年6月1日(火)まで
7. 技術提案に必要な書類及び提出方法等 2) 1)の提出方法等	7. 技術提案に必要な書類及び提出方法等 2) 1)の提出方法等

<p>受領期限 : 平成22年<u>6月29日</u>(火)16時必着</p>	<p>受領期限 : 平成22年<u>7月13日</u>(火)16時必着</p>
<p>10. 技術提案書に関するヒアリング (1) 以下のとおりヒアリングを行う。 実施日: 平成22年7月<u>1日</u>(木)</p>	<p>10. 技術提案書に関するヒアリング (1) 以下のとおりヒアリングを行う。 実施日: 平成22年7月<u>15日</u>(木)</p>
<p>15. その他の留意事項 (4) 2の(2)に定める調査等競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、審査基準日までに当該資格の認定を受けていなければならないので、平成22年<u>5月14日</u>までに緊急の申請を行い、当該認定を受けることを条件として参加表明書を提出することができる。</p>	<p>15. その他の留意事項 (4) 2の(2)に定める調査等競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、審査基準日までに当該資格の認定を受けていなければならないので、平成22年<u>6月1日</u>までに緊急の申請を行い、当該認定を受けることを条件として参加表明書を提出することができる。</p>
<p>【競争参加に必要な書類の確認事項】 参加表明に必要な書類の提出期限 平成22年<u>5月31日</u>(月)16時必着 技術提案に必要な書類の提出期限 平成22年<u>6月29日</u>(火)16時必着</p>	<p>【競争参加に必要な書類の確認事項】 参加表明に必要な書類の提出期限 平成22年<u>6月15日</u>(火)16時必着 技術提案に必要な書類の提出期限 平成22年<u>7月13日</u>(火)16時必着</p>

訂正後の手続開始公告については、別添のとおりです。

以 上

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 22 年 4 月 26 日

東日本高速道路株式会社 代表取締役社長 井上 啓一

中日本高速道路株式会社 代表取締役社長 高橋 文雄

西日本高速道路株式会社 代表取締役社長 奥田 楯彦

1. 業務概要

(1) 業務名 平成 22 年度 諸経費動向調査

(2) 業務内容

本業務は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が積算基準に定める諸経費(共通仮設費・現場管理費)に関する調査分析を行うものである。

(3) 履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成23年10月31日

(4) その他 本業務の契約図書等は、当社ホームページからダウンロードするものとする。

(http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

2. 競争参加資格

参加表明に必要な書類の受領期限を審査基準日(以下単に「審査基準日」という。)とし、審査基準日において以下に該当する者であること。なお、審査基準日以降、契約者決定までの間において以下に該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

(1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年10月1日細則第16号)第6条の規定に該当しない者であること。

契約規程実施細則第6条に該当する者とは、次に掲げる者をいう。

《東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)抜粋》

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、特別の理由がある場合を除くほか、競争への参加を認めない。

一 民法に規定する制限行為能力者である個人(個人とは自然人をいう。以下本条において同じ。)

二 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人

2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実が明らかになった日から2年間、競争への参加を認めないことができる。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人(当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。)

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人

三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人

四 監督または検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人

六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人

七 その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人

八 前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から2年以内に、会社との契約において使用した個人又は法人

- 3 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、その間において、競争への参加を認めないことができる。
- 一 会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不相当であると認められる個人又は法人
 - 二 前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人又は法人(当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。)
- 4 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その間において、競争への参加を認めてはならない。
- 一 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者
 - 二 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者
 - 三 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした法人で、更正手続開始の決定を得ない者
 - 四 経営状態が著しく不健全であると認められる個人又は法人
 - 五 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人(当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。)
 - 六 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

- (2) 東日本高速道路株式会社における平成21・22年度調査等競争参加資格「経済調査」の認定を受けている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者、または民事再生法に基づき再生手続きの申立がなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく調査等競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 審査基準日から契約者決定の日までの期間に、「地域3」における当社の競争参加資格停止措置期間中の者でないこと。

3. 業務実施上の条件

求める業務実績

参加希望者は、審査基準日において、平成12年度以降に発注機関(注)に受渡しを行った業務において、次に示す同種又は類似業務の実績を有すること。

	内容
同種業務	土木工事の間接工事費のデータ分析を実施した業務
類似業務	工事の積算基準に関するデータ分析を実施した業務

(注)「発注機関」とは、当該業務の受渡しの時点で「公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」の適用を受ける機関をいう。

配置予定管理技術者に求める資格及び業務経験

1) 資格

審査基準日において、以下の技術者資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

技術者資格

- ・技術士(総合技術監理部門(建設部門、経営工学部門))
- ・技術士(建設部門、経営工学部門)
- ・RCCM

総合技術監理部門以外の技術士が平成13年度以降に合格し技術士法に基づく登録を行っている技術者である場合は、「7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者」とする。

2) 業務経験

審査基準日において、平成12年度以降に発注機関(注)に受渡しを行った業務において、次に示す同種又は類似業務の実績を有すること。

	内容
同種業務	土木工事の間接工事費のデータ分析を実施した業務
類似業務	工事の積算基準に関するデータ分析を実施した業務

(注)「発注機関」とは、当該業務の受渡しの時点で「公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」の適用を受ける機関をいう。

3) 手持ち業務量

平成22年4月26日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)が次に示す金額又は件数を超えていないこと。

	内容
手持ち業務量(金額)	1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している業務の契約金額の合計が4億円未満であること。
手持ち業務量(件数)	1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している業務の契約件数の合計が10件未満であること。

4. 競争参加手続等

(1) 担当部署

〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課
 電話03-3506-0212 FAX 03-3506-0346

(2) 交付図書の交付期間及び方法

交付期間 平成22年4月26日(月)から平成22年6月15日(火)までとする。

交付方法 東日本高速道路株式会社のホームページからダウンロードするものとする。

(http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

(3) 参加表明に必要な書類及び提出方法等

1) 参加表明に必要な書類

本公告の別添-1に定める参加表明書(様式-1、様式-2、様式-3、様式-4、様式-5、様式-3の添付書類、様式-4の添付書類、様式-5の添付書類)

2) 1)の提出方法等

提出方法 : 2部を持参若しくは書留郵便により提出するものとする

提出先 : 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課)

受領期限 : 平成22年6月15日(火)16時必着

3) 参加表明書の作成方法及び記載上の留意事項

参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添-1(様式-1、様式-2、様式-3、様式-4、様式-5)に示されるとおりとし、各様式A4判1枚以内とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする

参加表明書の記載上の留意事項

表明書(様式)	作成にかかる留意事項
業務実施体制 (様式2)	<p>参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。(調査等共通仕様書 1-18-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。)</p> <p>他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること。</p> <p>調査等共通仕様書 1-18-1 に示す「主たる部分」・1-47-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</p>
企業の同種又は類似業務の実績 (様式3)	<p>本公告の3. 1 に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。なお、同種業務が複数ある場合は最大3件まで記載すること。</p> <p>)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」(以下「TECRIS」という。)に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>)発注機関(注)に対し受渡しを行ったことを証する書類の写し(受渡書)</p> <p>)記載した業務の発注が NEXCO 東日本・中日本・西日本の場合で「調査等成績評定通知書」(以下「成績評定点」という。)の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>)記載した業務の発注機関(注)が上記 NEXCO 東日本・中日本・西日本以外の機関の場合で、発注機関(注)から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式3に示す(記載上の注意事項)に従うこと。</p>
配置予定管理技術者の資格等 (様式4)	<p>本公告の3. 1)に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を記載すること。</p> <p>記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>手持ち業務は、平成22年4月26日を基準日として、本公告の3. 3)に示す対象業務がある場合に記載するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式4に示す(記載上の注意事項)に従うこと。</p>
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (様式5)	<p>本公告の3. 2)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。なお、同種業務が複数ある場合は最大3件まで記載すること。</p> <p>)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>)発注機関(注)に対し受渡しを行ったことを証する書類の写し(受渡書)</p> <p>)記載した業務の発注が NEXCO 東日本・中日本・西日本の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>)記載した業務の発注機関(注)が上記 NEXCO 東日本・中日本・西日本以外の機関の場合で、発注機関が</p>

	ら成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付するものとする。 記載にあたっては、様式 5 に示す(記載上の注意事項)に従うこと。
--	---

注)「発注機関」とは、当該業務の受渡しの時点で「公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」の適用を受ける機関をいう。

4) 公告等に関する質問の受付及び回答

質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4判)を持参又は郵送(書留郵便に限る)することにより受け付ける。なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

質問の受付先 : 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課)

質問の受付期間: 平成22年4月26日(月)から平成22年6月1日(火)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く(毎日、10時から16時まで)

質問に対する回答は、質問を受理した日から7日間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含む。)以内に質問者に対して電送を行うほか、下記のとおりHPでの閲覧に供する。

閲覧場所: 東日本高速道路株式会社のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約情報」) (http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

閲覧期間: 回答の翌日から技術提案書の提出期限の前日まで

5. 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出に要求される資格

2. に定める競争参加資格満たす者

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

		評価項目		配点
		評価基準		
業務実 施体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 なお、「主たる部分」「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」: 調査等共通仕様書 1-18-1 に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」: 調査等共通仕様書 1-47-2 に示す部分		-
参 加 表 明 者 の	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	平成12年度以降に発注機関(注)に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容 下記の順位で評価する。 同種業務の実績が3件ある。 同種業務の実績が2件ある。 同種業務の実績が1件ある。 類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	35

経験及び能力	専門技術力	成果の 確実性	同種業務の発注機関 (注)に平成12年度以降 に受渡しを行った業務の 成績	様式3に記載された業務が「同種業務」の場合で、かつ添付された成績評 定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。なお、同種業務が複数 業務ある場合は、最も低い成績評定点で評価する。 最高成績評定点の者に満点を付す。 上記に該当しない場合は加算しない。	5
参加表 明者の 経験及 び能力	事故及び不誠実な行為			NEXCO 東日本が発注を行った当該業務種別で、下記に該当する企業であ る場合は評価を減ずる。 平成20年4月26日以降に「競争参加資格停止」の措置がある	10
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格要件	技術 者資 格等	技術者資格等、そ の専門分野の内容	下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め技術 士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け ている者を評価する。 技術士[総合技術監理部門(建設部門又は経営工学部門)]を有し、技 術士法による登録を行っている者。 技術士[建設部門又は経営工学部門]を有し、技術士法による登録を行 っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、 7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に 4年以上従事している者。 RCCMの資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。 なお、上記 . . . に該当しない場合は選定しない。	20
	専門技術力	成果 の確 実性	平成12年度以降 に発注機関(注)に 受渡しを行った同 種又は類似業務 等の実績の内容	下記の順位で評価する。 同種業務の実績が3件ある。 同種業務の実績が2件ある。 同種業務の実績が1件ある。 類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	30
	専任性	手持ち業務金額及び件数		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持 ち業務について、次のいずれかに該当する場合。 契約金額の合計が4億円以上 契約件数の合計が10件以上	-
	成 績 表 彰	専門技術力	業務 執行 技術 力	同種業務の発注 機関(注)に平成 12年度以降に受 渡しを行った業務 の成績	様式5に記載された業務が「同種業務」の場合で、かつ添付された成績評 定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。なお、同種業務が複数 業務ある場合は、最も低い成績評定点で評価する。 最高成績評定点の者に満点を付す。 上記に該当しない場合は加算しない。
評価合計点					100

注)「発注機関」とは、当該業務の受渡しの時点で「公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」の適用を受ける機関をいう。

(3) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は内容の優れたものから上位3者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が3者を超えて存在する場合にはこの限りではない。また、3者に満たない場合は全者選定する。なお、技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日から7日(休日を含まない)以内に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日から5日以内(休日を含む)に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所:担当部署(東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課)

受付時間:10時から16時まで

7. 技術提案に必要な書類及び提出方法等

1) 技術提案に必要な書類

本公告の別添-2に定める技術提案書(様式-1、様式-2、様式-2の添付書類 参考見積(様式自由))

2) 1)の提出方法等

提出方法 : 2部を持参するものとする。

提出先 : 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課)

受領期限 : 平成22年7月13日(火)16時必着

3) 技術提案書の作成方法及び記載上の留意事項

技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添-2(様式-1、様式-2)に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

技術提案書の記載上の留意事項

提案書(様式)	作成にかかる留意事項
<p>予定管理技術者の経験及び能力</p>	<p>参加表明書を基に評価する。</p>
<p>業務への取組み方針 (様式2)</p>	<p>業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。</p> <p>1)「業務実施の着眼点」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。</p> <p>2)業務の実施方針、業務フロー、計画工程表について簡潔に記載する。なお、以下の項目は必ず記載すること。 「間接工事費の経年変化の分析の着眼点」 実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成し、様式2に添付するものとする。(用紙のサイズはA4又はA3で1枚とする。)</p> <p>評価は技術提案書の記載内容とヒアリングにより行うものとする。</p>
<p>参考見積 (様式自由)</p>	<p>参考見積の取扱いは、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いることとする。</p> <p>本調査等の項目毎の内訳及び総額を記載する。</p> <p>本調査等の業務量の目安</p> <p>本調査等の参考業務規模は12百万円程度を想定している。</p>

8. 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

9. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

					評価項目	配点
					評価基準	
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 実 績 等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 技術士〔総合技術監理部門(建設部門又は経営工学部門)]を有し、技術士法による登録を行っている者。 技術士〔建設部門又は経営工学部門]を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ、業務に該当する部門に4年以上従事している者。 RCCMの資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。 なお、上記・・・に該当しない場合は選定しない。	20
		専門技術力	成果の確実性	平成12年度以降に発注機関(注)に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 同種業務の実績が3件ある。 同種業務の実績が2件ある。 同種業務の実績が1件ある。 類似業務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	30
		専任性	手持ち業務金額及び件数		下記項目に該当する場合には特定しない。 ・1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について、次のいずれかに該当する場合。 契約金額の合計が4億円以上 契約件数の合計が10件以上	-
	成 績 表 彰	専門技術力	業務執行技術力	同種業務の発注機関(注)に平成12年度以降に受渡しを行った業務の成績	参加表明書様式5に記載された業務が「同種業務」の場合で、かつ添付された成績評定点が65点以上の業務を下記のとおり評価する。なお、同種業務が複数業務ある場合は、最も低い成績評定点で評価する。 最高成績評定点の者に満点を付す。 上記に該当しない場合は加点しない。	10
業 務 へ の 取 組 方 針	業務理解度			実績として挙げた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことが伺える場合に優位に評価する。	15	
	業務への取り組み姿勢			業務の着眼点・実施方針、計画工程表が適切で、取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	15	
	質問に対する応答性			質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	10	
参 考 見 積	参考見積			次に該当する場合は特定しない。 ・提示した参考業務規模を超える見積である場合。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合	-	
評価合計点					100	

注)「発注機関」とは、当該業務の受渡しの時点で「公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」の適用を受ける機関をいう。

10. 技術提案書に関するヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

実施場所: 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課)

実施日: 平成22年7月15日(木)

ヒアリングの時間は協議の上、決定する。

出席者: 管理技術者

(2) ヒアリングでは参加表明書及び技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

管理技術者の経歴について

管理技術者の業務実績について

業務の取り組み姿勢(業務の着眼点、実施方針)について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11. 特定及び非特定理由に関する事項

(1) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知する。

(2) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により、契約責任者から通知する。

(3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日から7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(4) 上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日から5日(休日を含む。)以内に書面により行う。

(5) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

受付場所: 担当部署(東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課)

受付時間: 10時～16時まで

12. 契約書作成の要否等

要

13. 支払条件

前払金: 有り 請負者が業務委託料の10分の3以内を発注者へ請求できる。

14. 関連情報を入手するための照会窓口

担当部署(東日本高速道路株式会社 技術部 調達企画課)

15. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (3) 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書および技術提案書を無効とするとも虚偽の記載をした者に対して東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領に基づく競争参加資格停止措置を行う。
- (4) 2の(2)に定める調査等競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、審査基準日までに当該資格の認定を受けていなければならないので、平成22年6月1日までに緊急の申請を行い、当該認定を受けることを条件として参加表明書を提出することができる。
- (5) 同種又は類似の業務の経験については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的と認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似の業務の経験をもって判断するものとする。
- (6) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる建設業者又は製造業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- (7) 審査基準日までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (8) 提出された参加表明書は返却しない。
- (9) 提出された技術提案書は返却しない。また、提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は提出期限以降、差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (11) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

以 上

参 加 表 明 書

業務の名称

履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成23年10月31日

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。
なお、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 井上 啓一 殿

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者

印

作成者) 担当部署
氏 名
FAX
E-mail

技 術 提 案 書

業務の名称

履行期間 履行ボンドの発行日の翌日から平成23年10月31日

標記業務について、技術提案書を提出します。

なお、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 井上 啓一 殿

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者 印

作成者) 担当部署
氏 名
FAX
E-mail

【競争参加に必要な書類の確認事項】

1. 競争参加に必要な書類は次の通りです。

競争参加に必要な書類について、提出前に今一度、不足がないか確認して下さい。

(1) 参加表明に必要な書類

表明書(様式)	作成にかかる留意事項	チェック欄	
参加表明書 (様式1)		様式-1	
業務実施体制 (様式2)	<p>参加表明者単独により、業務を実施する場合には「予定無し」と記載する。(調査等共通仕様書 1-18-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。)</p> <p>他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴など)を記載すること。</p> <p>調査等共通仕様書 1-18-1 に示す「主たる部分」・1-47-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</p>	様式-2	
企業の同種又は類似業務の実績 (様式3)	<p>本公告の3. 1 に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。なお、同種業務が複数ある場合は最大3件まで記載すること。</p> <p>)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」(以下「TECRIS」という。)に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しや TECRIS で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>)発注機関(注)に対し受渡しを行ったことを証する書類の写し(受渡書)</p> <p>)記載した業務の発注が NEXCO 東日本・中日本・西日本の場合で「調査等成績評定通知書」(以下「成績評定点」という。)の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>)記載した業務の発注機関(注)が上記 NEXCO 東日本・中日本・西日本以外の機関の場合で、発注機関(注)から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式3 に示す(記載上の注意事項)に従うこと。</p>	様式-3	
配置予定管理技術者の資格等 (様式4)	<p>本公告の3. 1)に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を記載すること。</p> <p>記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>手持ち業務は、平成22年4月26日を基準日として、本公告の3. 3)に示す対象業務がある場合に記載するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式4 に示す(記載上の注意事項)に従うこと。</p>	様式-4	
		様式-4の添付書類	

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 (様式5)	<p>本公告の3. 2)に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。</p> <p>同種業務を優先的に記載し次の資料を添付すること。なお、同種業務が複数ある場合は最大3件まで記載すること。</p> <p>)同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写し</p> <p>ただし、当該業務が、「TECRIS」に登録されており業務内容を把握できる場合は、その写しを添付し、契約書類の写しを添付する必要はない。また、契約書類の写しやTECRISで業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>)発注機関(注)に対し受渡しを行ったことを証する書類の写し(受渡書)</p> <p>)記載した業務の発注が NEXCO 東日本・中日本・西日本の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。</p> <p>)記載した業務の発注機関(注)が上記 NEXCO 東日本・中日本・西日本以外の機関の場合で、発注機関から成績評定点の通知を受けている場合は、成績評定点の写しを添付するものとする。</p> <p>記載にあたっては、様式5に示す(記載上の注意事項)に従うこと。</p>	様式-5	
		様式-5の添付書類	

(注)「発注機関」とは、当該業務の受渡しの時点で「公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」の適用を受ける機関をいう。

参加表明に必要な書類の提出期限 平成22年6月15日(火)16時必着

(2) 技術提案に必要な書類

提案書(様式)	作成にかかる留意事項	チェック欄	
技術提案書 (様式1)		様式-1	
業務への取組み方針 (様式2)	<p>業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。</p> <p>1)「業務実施の着眼点」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。</p> <p>2)業務の実施方針、業務フロー、計画工程表について簡潔に記載する。なお、以下の項目は必ず記載すること。</p> <p>「間接工事費の経年変化の分析の着眼点」</p> <p>実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成し、様式2に添付するものとする。(用紙のサイズはA4又はA3で1枚とする。)</p> <p>評価は技術提案書の記載内容とヒアリングにより行うものとする。</p>	様式-2	
参考見積 (様式自由)	<p>参考見積の取扱いは、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いることとする。</p> <p>本調査等の項目毎の内訳及び総額を記載する。</p> <p>本調査等の業務量の目安</p> <p>本調査等の参考業務規模は12百万円程度を想定している。</p>	様式-2の添付書類	
		参考見積 (様式自由)	

技術提案に必要な書類の提出期限 平成22年7月13日（火）16時必着

2. その他

技術提案書を特定された者に対しては、特定された旨及び見積方通知を書面により通知します。見積参加に必要な書類に関しては、見積方通知書を確認してください。

競争参加に必要な書類に不足がある場合、競争に参加出来ません。

競争参加に必要な書類は提出期限以降、差替え、再提出は出来ません。